

## 新発田市建設コンサルタント入札参加資格変更等届出に必要な書類一覧表

変更事項 提出書類	(1) 商号又は名称	(2) 営業所の名称、 (郵便番号)所在地 又は電話・FAX番号	(3) 法人の代表者の 氏名	(4) 代理人の氏名	(5) 参加資格に係る登 録部門の変更・参加 資格の追加	(6) 委任先営業所の 変更
変更等届出書	○	○	○	○	○	○
暴力団等排除及び法令遵守 の誓約書	/	/	○	/	/	/
資本関係・人的関係に関する 届出書	/	/	○	/	/	/
委任状(任意様式)	/	/	○ (委任が無い場合は不要)	○	/	/
法人の登記事項証明書 (写し可)	○ (登記が無い場合は不要)	○ (所在地変更の場合必要。 登記が無い場合は不要)	○ (登記が無い場合は不要)	/	/	/
登録証明書等の写し、又は 変更内容を明らかにする書類 (※必要書類は別表参照)	/	/	/	/	○	/
新潟県建設コンサルタント等 業務入札参加資格審査申請 要領第4号様式に当該営業 所について記載したもの	/	/	/	/	/	○ (営業所の廃止の 場合は不要)

○・・・提出が必要なもの

**別 表 : 入札参加資格の登録に必要な書類**

資格業種	資格業務に係る業務内容	申請することができる者	必要書類
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者	◎登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する場合は、 <b>登録証明書の写し</b> 又は登録規程に基づく <b>現況報告書の副本（地方整備局長あてに提出した「確認済」の押印があるもの）の写し</b>
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者	◎登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する場合は、 <b>実績が確認できる書類（契約書の写し）</b>
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者	
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者	<b>登録証明書の写し</b>
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者	◎一級建築設計業務は <b>登録証明書の写し</b> ◎建築設備設計業務は <b>登録証明書の写し</b> 又は <b>実績が確認できる書類（契約書の写し）</b>
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人	
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者	<b>登録証明書の写し</b>
計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者	
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR 試験）	当該業務の営業実績を有する者	
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者	<b>実績が確認できる書類（契約書の写し）</b>